

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月19日
条例の題名	三重県試験研究機関関係衛生試験手数料条例	公布日	昭和28年4月1日
条例番号	昭和28年三重県条例第4号	直近改正日	平成22年3月31日
所管部局課	健康福祉部業務感染症対策課	電話番号	059-224-2352
条例の概要	県が依頼を受けて衛生についての試験検査等を行う際の、手数料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	財産管理型
視点	項目	回答	検討内容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第227条の規定により特定の者のためにする事務について手数料を徴収することができ、同法第228条の規定により手数料に関する事項は条例で定めることが必要である。また、保健環境研究所では、県民の食の安全・安心の確保、感染症による健康危機管理の観点から、県内検査機関等が実施できない検査を実施するために必要な経費に充てるため手数料を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	保健環境研究所では、県民の食の安全・安心の確保、感染症による健康危機管理の観点から、県内検査機関等が実施できない検査を実施するために必要な経費に充てるため手数料を徴収することが必要であり、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	毎年、温泉分析や県内自治体等からの依頼を受け感染症対策、食品安全確保等のための検査を実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	手数料に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に差異はない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的と条例に規定する手段との間に不整合はない。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	条例の目的は、みえ県民力ビジョン113「食の安全・安心の確保」、114「感染症の予防と体制の整備」等と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	条例の規定の効果を疑問視する評価を受けたことはない。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項の18の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される手数料は、依頼の受けた試験検査の実施費用として使用され、かつ、毎年単価見直しを実施し適正化をはかっており、効果及びコストの配分は適正と考える。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	みえ県民カビジョン113「食の安全・安心の確保」、114「感染症の予防と体制の整備」等を推進するため、依頼を受けて実施するものであり、対象が一部に限定されていない(但し、県内民間検査機関等で対応が可能なものは除く)。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	同上
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	無